

8.2 環境の保全のための措置

8.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方

本事業においては、周辺環境への影響をより低減するため、基数の削減、配置の変更を行い、当初想定していた20基の計画を変更し、10基とする計画とした。

工事中においては、工事工程の調整等により工事関係車両の台数の平準化、また、工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図ることにより人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートに配慮する計画とした。

ヤード部やアクセス道路の改変区域からの濁水対策のため、各ヤード毎に素掘り側溝や沈砂池を設置し、適切処理を行うことで、水の濁りへの影響を低減する計画である。

動物及び植物の保全については、可能な限り土地改変面積を小さくすることで、影響を低減する計画とした。

産業廃棄物については、可能な限り有効利用し、処分量の削減に努めることとし、残土については、敷地、道路造成の盛土に使用する。また、工事に伴い発生した土は、敷地、道路造成の盛土及び敷均しに使用するため、残土の搬出は実施しない計画とした。

風力発電機の稼働後においては、騒音及び低周波音の周辺地域への影響に配慮し、住宅等から可能な限り隔離したレイアウトとした。

景観については、周辺景観との調和を図るためグレー系(RAL7035:マンセル 5GY7.5/0.5、N7.7、N8 に近似)を採用することとし、可能な限り視覚的に違和感のないレイアウトとなるよう配慮した。

8.2.2 環境保全措置の検討結果の整理

「8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した予測の実施に当たって、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全措置の内容、方法及び実施主体等について整理した結果は次のとおりである。

第 8.2-1 表(1) 騒音及び低周波音に係る環境保全措置（施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
施設の稼働	騒音及び低周波音	発生源対策	設置計画の配慮	事業者	風力発電機の設置位置を住居等から可能な限り離隔することで、住宅地域等に到達する騒音及び低周波音を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さい。	○ 騒音及び低周波音を低減することにより、効果は確実である。	なし
			適切なメンテナンスの実施		風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努めることで、騒音及び低周波音の原因となる異音等の発生を抑制することで、住宅地域等に到達する騒音及び低周波音を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さい。	○ 騒音及び低周波音を低減することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表(2) 水の濁りに係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
造成等の施工による一時的な影響	水の濁り	発生源対策	改変面積の最小限化	施工計画の配慮	地形等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめることで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○ 改変面積を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			濁水流出防止策		造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行することで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○ 工事による濁水に係る適切な処理により、効果は確実である。	なし
			設置計画の配慮		風力発電機の設置位置を三日月湖から可能な限り離隔することで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○ 設置計画に配慮することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表 (3) 地下水に係る環境保全措置
(造成等の施工による一時的な影響・地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
造成等の施工による一時的な影響・地形改変及び施設の存在	地下水	発生源対策	変更面積の最小限化	施工計画の配慮	地形等を十分考慮し、変更面積を最小限にとどめることで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○	変更面積を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			濁水流出防止策		造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行することで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○	工事による濁水に係る適切な処理により、効果は確実である。	なし
			設置計画の配慮		風力発電機の設置位置を三日月湖から可能な限り離隔することで、水の濁りへの影響を低減できる。	低減	○	水環境への影響は小さい。	○	設置計画に配慮することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表(4) 地形及び地質に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
地形改変及び施設の存在	重要な地形及び地質	自然環境の保全	改変面積の最小限化	事業者	地形等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめることで、重要な地形及び地質への影響を低減できる。	低減	○	地形改変による影響は小さい。	○ 改変面積を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			工事に伴い発生した砂の利用		工事用地については、工事に伴い発生した砂を利用した現状復旧を行うことで、重要な地形及び地質への影響を低減できる。	低減	○	地形改変による影響は小さい。	○ 工事に伴い発生した砂の利用により、効果は確実である。	なし
			地域性の高い種苗の使用		工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、重要な地形及び地質への影響を低減できる。	低減	○	地形改変による影響は小さい。	○ 地域性の高い種苗の使用により、効果は確実である。	なし
			造成による起伏の低減		地形等を十分考慮し、可能な限り地形にあわせた道路等を造成して起伏を低減し、また改変範囲内については工事完了後、可能な限り早期に植生回復を実施し、砂の飛散防止や堆積を抑制することで、重要な地形及び地質への影響を低減できる。	低減	○	地形改変による影響は小さい。	○ 造成による起伏を可能な限り低減することにより、効果は確実である。	なし
			復旧作業の実施		工事期間中及び稼働中、風車タワーの影響による吹き払い、吹き溜まりが確認された場合、復旧作業を適宜実施することで、重要な地形及び地質への影響を低減できる。	低減	○	地形改変による影響は小さい。	○ 復旧作業を適宜実施することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表 (5) 動物に係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	生息環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			低騒音・低振動型建設機械の使用		工事に当たっては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を使用することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	建設機械から発生する騒音及び振動の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両の低速走行の励行		対象事業実施区域内の搬入路を工事関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	接触事故を未然に防ぐことにより、効果は確実である	なし
			造成範囲及び改変面積の制限		作業ヤードとしての造成範囲は地形の起伏を考慮し、必要最小限にとどめる。また、風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う改変を必要最小限にとどめることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			工事中の立ち入り制限		工事関係者には、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
			土砂流出防止策		風力発電機の建設ヤードや搬入路の法面に関しては、土砂流出防止策を講じ、土砂流出による動物の生息環境への影響を最小限にとどめることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物（特に水生生物）への影響は小さい。	○	工事による土砂流出に係る適切な処理により、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底	工事関係者には、定期的に会議等を行い、環境保全措置を周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実施できる。	低減	○	—	○	環境保全措置をより確実に実施できる。	なし	

第 8.2-1 表 (6) 動物に係る環境保全措置 (地形改変及び施設の存在・施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在・施設の稼働	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	生息環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			移動経路への配慮		法面や土側溝部分をスロープ化する等により小動物の移動の妨げにならないようにすることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	移動経路に配慮した構造とすることにより、効果は確実である。	なし
			環境影響に配慮した送電線の敷設		対象事業実施区域内の風力発電機から変電所に至る区間は、可能な限り送電線を地中埋設することで、鳥類等の移動経路を確保することで、動物 (特に鳥類) への影響を低減できる。	低減	○	動物 (特に鳥類) への影響は小さい。	○	移動空間を確保することにより、効果は確実である。	なし
			落下後の這い出し対策		落下後の這い出しが難しい U 字溝は使用せず、土側溝にて代用することにより、動物の生息環境の分断を低減することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	落下防止に配慮した構造とすることにより、効果は確実である。	なし
			ライトアップの抑制及び航空障害灯への配慮		鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わないこととする。また、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用することで、鳥類や昆虫類への影響を低減できる。	低減	○	鳥類、昆虫類への影響は小さい。	○	夜間のライトアップをしないことにより、効果は確実である。	なし
			地域性の高い種苗の使用		工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さい。	○	地域性の高い種苗の使用により、効果は確実である。	なし
			モニタリング調査等の実施		ミサゴ、オジロワシ等については、供用後の風車に対する衝突などについて、モニタリング調査を行い、万が一、影響が確認された際には専門家の意見を伺いながら、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」案に基づく予防策の検討や最新の知見を踏まえて適切な保全対策を検討することとすることで、鳥類への影響を低減できる。	低減	○	鳥類への影響は小さい。	○	モニタリング調査等を実施することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表 (7) 植物に係る環境保全措置
(造成等の施工による一時的な影響・地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	生育環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			造成範囲の制限		作業ヤードとしての造成範囲は地形の起伏を考慮し、必要最小限にとどめる。また、風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う改変を必要最小限にとどめることで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			土砂流出防止策		風力発電機の建設ヤードや搬入路の法面に関しては、土砂流出防止策を講じ、土砂流出による植物の生育環境への影響を最小限にとどめることで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物(特に水生植物)への影響は小さい。	○	工事による土砂流出に係る適切な処理により、効果は確実である。	なし
			工事中の立ち入り制限		工事関係者には、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全することで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さい。	○	立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底	工事関係者には、定期的に会議等を行い、環境保全措置を周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実施できる。	低減	○	—	○	環境保全措置をより確実に実施できる。	なし	
地形改変及び施設の存在		生育環境の保全	地域性の高い種苗の使用		工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、動物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さい。	○	地域性の高い種苗の使用により、効果は確実である。	なし
			外来種の生育地拡大防止		北海道ブルーリストに掲載されている種が確認された場合には、生育地拡大防止措置として駆除することで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さい。	○	外来種の生育地拡大防止により、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表 (8) 生態系に係る環境保全措置 (造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系	生育・生息環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			低騒音・低振動型建設機械の使用		工事に当たっては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を使用することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 建設機械から発生する騒音及び振動の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両の低速走行の励行		対象事業実施区域内の搬入路を工事関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 接触事故を未然に防ぐことにより、効果は確実である	なし
			造成範囲及び改変面積の制限		作業ヤードとしての造成範囲は地形の起伏を考慮し、必要最小限にとどめる。また、風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う改変を必要最小限にとどめることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			工事中の立ち入り制限		工事関係者には、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
			土砂流出防止策		風力発電機の建設ヤードや搬入路の法面に関しては、土砂流出防止策を講じ、土砂流出による動物の生息環境への影響を最小限にとどめることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○ 工事による土砂流出に係る適切な処理により、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底	工事関係者には、定期的に会議等を行い、環境保全措置を周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実施できる。	低減		○	—	○ 環境保全措置をより確実に実施できる。	なし		

第 8.2-1 表 (9) 生態系に係る環境保全措置
(地形改変及び施設の存在・施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在・施設の稼働	地域を特徴づける生態系	生育・生息環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	地形改変を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			移動経路への配慮		法面や土側溝部分をスロープ化する等により小動物の移動の妨げにならないようにすることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	移動経路に配慮した構造とすることにより、効果は確実である。	なし
			環境影響に配慮した送電線の敷設		対象事業実施区域内の風力発電機から変電所に至る区間は、可能な限り送電線を地中埋設することで、鳥類等の移動経路を確保することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	移動空間を確保することにより、効果は確実である。	なし
			落下後の這い出し対策		落下後の這い出しが難しい U 字溝は使用せず、土側溝にて代用することにより、動物の生息環境の分断を低減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	落下防止に配慮した構造とすることにより、効果は確実である。	なし
			ライトアップの抑制及び航空障害灯への配慮		鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わないこととする。また、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用することで、鳥類や昆虫類への影響を低減できる。	低減	○	鳥類、昆虫類への影響は小さい。	○	夜間のライトアップをしないことにより、効果は確実である。	なし
			地域性の高い種苗の使用		工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	地域性の高い種苗の使用により、効果は確実である。	なし
			モニタリング調査等の実施		供用後の風車に対する衝突などについて、モニタリング調査を行い、万が一、影響が確認された際には専門家の意見を伺いながら、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」案に基づく予防策の検討や最新の知見を踏まえて適切な保全対策を検討することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さい。	○	モニタリング調査等を実施することにより、効果は確実である。	なし

第 8.2-1 表 (10) 景観に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	眺望景観の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果が期待できる。	なし
			配置計画上の配慮		視覚的な違和感の小さいレイアウトとして、海岸線に沿った直線的な配置とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果が期待できる。	なし
			送電線の埋設		付帯する送電線については可能な限り埋設とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	送電線を埋設することにより、効果は確実である。	なし
			色彩上の配慮		風力発電機の塗装色については、周辺景観との調和を図るため、グレー系（RAL7035:マンセル 5GY7.5/0.5、N7.7、N8 に近似）とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			地域性の高い種苗の使用		工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、景観への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	地域性の高い種苗の使用により、効果が期待できる。	なし

第 8.2-1 表(11) 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置
(工事用資機材の搬出入)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
工事用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	発生源対策	乗り合いの促進	事業者	工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図ることで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の平準化		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 建設工事ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			毎時の交通量の調整		周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			残土の搬出の抑制		工事に伴い発生した建設発生土は、盛土及び敷均しに使用することで、残土の搬出は実施せず、工事車両台数を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である	なし
			注意喚起		現地看板を通じて工事のお知らせをする等、工事について周知すると共に、対象事業実施区域周囲については必要に応じて誘導員を配置し注意喚起に努めることで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 車両による影響を低減することにより、効果は確実である	なし
			行事開催日への配慮		「RISING SUN ROCK FESTIVAL」の開催日は、工事関係車両の走行を出来る限り控える等、配慮することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事関係車両による影響は小さい。	○ 車両による影響を低減することにより、効果は確実である	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底	工事関係者には、定期的に会議等を行い、環境保全措置を周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実施できる。	低減	○	—	○ 環境保全措置をより確実に実施できる。	なし	

第 8.2-1 表 (12) 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置
(地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	環境の保全	風力発電機の設置基数の削減	事業者	当初 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とすることで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減できる。	低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果が期待できる。	なし
		改変面積の制限	地形等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめることで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減できる。		低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	改変面積を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし	
		色彩上の配慮	風力発電機の色彩については、周辺景観との調和を図るため、明度・彩度を抑えたグレー系（RAL7035：マンセル 5GY7.5/0.5、N7.7、N8 に近似）の塗装とすることで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減できる。		低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果が期待できる。	なし	
		地域性の高い種苗の使用	工事完了後は、地域性の高い種苗を用いた海浜植生の植生回復を行うことで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減できる。		低減	○	施設の存在による影響は小さい。	○	地域性の高い種苗の使用により、効果が期待できる。	なし	

第 8.2-1 表 (13) 廃棄物等に係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物及び残土	環境負荷の低減	廃棄物の適正処理	事業者	産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、適切に処理することで、環境負荷を低減できる。	低減	○	環境負荷は小さい。	○	法令等に基づき適正に処理することにより、効果は確実である。	なし
		掘削土の場内利用及び残土の搬出の抑制	工事に伴い発生した土は、敷地、道路造成の盛土及び敷均しに使用するため、残土の搬出は実施しない。		低減	○	環境負荷は小さい。	○	残土の発生を抑制することにより、効果は確実である。	なし	

8.2.3 環境監視計画

風力発電施設の建設工事中及び供用時においては、法律等の規定に基づいて事後調査を実施するものの他、事業特性及び地域特性の観点から、自主的な環境監視を行うことが適切と考えられる事項について、環境監視を行う。

環境監視の結果、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切な対策を講じることとする。

環境監視計画は、第 8.2-2 表のとおりである。

第 8.2-2 表 環境監視計画

	環境要素	監視項目	実施内容
変更区域内の生息地	動物 注目すべき生息地	工事着工前における変更区域内の生息地の確認	・工事着工前における変更区域内の注目すべき生息地の確認を監視する。 ＜地点＞変更区域内 ＜期間＞工事着工前 ＜方法＞直接観察 ＜対象種＞エゾヤマアカアリ、キタハウネンエビ
工食用資材等の搬出入	人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場	工事関係車両によるアクセスルートへの支障の程度	・現地監視員により、工事中のアクセスルートの利便性の状況を監視する。 ＜地点＞工事関係車両の走行ルート ＜期間＞工事期間中 ＜方法＞直接観察
造成等の施工による一時的な影響	地下水 水位及び地下水	水位の現況監視	・三日月湖の量水板を設置し水位の現況を監視する。 ＜地点＞三日月湖 ＜期間＞工事期間中 ＜方法＞直接観察
	廃棄物等 産業廃棄物及び残土	工事の実施に伴う廃棄物等の発生量及び処理状況	・現地監視員により、工事中に発生する廃棄物等の発生量を把握するとともに、処理状況を監視する。 ＜地点＞対象事業実施区域内 ＜期間＞工事期間中 ＜方法＞直接観察